

太陽有限責任監査法人

IFRS Viewpoint

共通支配下の企業結合

「IFRS Viewpoint」シリーズでは、基準の適用が困難であることが確認された、又はガイダンスが十分ではない領域に焦点を絞っています。本号では、共通支配下の企業結合に関する会計処理方法について検討しています。

論点となるのは何か？

共通支配下の企業が関わる企業結合は、どのように会計処理すべきでしょうか？共通支配下の結合は頻繁に生じるものの、IFRS第3号、すなわちIASBの企業結合の会計処理に関する基準の範囲からは除外されているた

め、これは重要な論点となります。

本IFRS Viewpointでは、共通支配下の結合に関する会計処理方法についての私どもの見解を示しています。

関連するIFRS

IFRS第3号「企業結合」

IFRS第10号「連結財務諸表」

IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」



見解

ほとんどの企業結合にはIFRS第3号が適用されます。しかし、共通支配下の企業が関わる企業結合については本基準の範囲外となります。IFRSの他の箇所でもこのトピックに関する具体的なガイダンスは示されていません。そのため、経営者は、IAS第8号に従って目的適合性があり信頼性のある情報を提供する会計方針を策定するのに判断を行使する必要があります。

最も適切な会計方針は、以下の方法を適用することであるというのが私どもの見解です：

- 簿価引継ぎ法、又は
- IFRS第3号に従った取得法。

どちらの会計方針を選択した場合でも、同種の取引に対して一貫して適用しなければなりません。また、重要性がある場合には、会計方針についても開示しなければなりません。

簿価引継ぎ法

簿価引継ぎ法では、既存の帳簿価額を用いて、取得した事業の資産及び負債の会計処理を行います。詳細な適用は異なる場合もありますが、このアプローチの一般的特性は以下のとおりです：

- 取得した資産及び負債は、公正価値ではなく既存の帳簿価額で記録する
- のれんは記録しない
- 結合が、表示する最も古い比較対象期間の期首現在で生じたかのようにして、比較対象期間を修正再表示する場合がある。注目すべきは、代替的な方法が実務において見られるということである（5ページの「簿価引継ぎ法のバリエーション」をご覧ください）。

簿価引継ぎ法の具体的適用を説明するにあたり、「持分プーリング」、「合併会計」及び「繰越ベース」といった用語が一部の法域で使用されています。そうした方法が各国のGAAPで定められている場合、IAS第8号の会計方針を策定するための原則に従って参照されている可能性があります。

IFRS第3号に従った取得法

共通支配下の結合はIFRS第3号の範囲外となっているものの、IFRS第3号の原則は類推適用が可能であるというのが私どもの見解です。その場合には、IFRS第3号の原則をすべて適用すべきであると私どもは考えています。これには、正確な会計上の取得企業（必ずしも法律上の取得企業とは限りません）の識別が含まれます。一般的な指標として、結合前企業のうちの1社が、もう1社と比べて著しく大きな純資産又は収益を有している場合には、規模の大きい方の企業が会計上の取得企業となる可能性が高いです。これについては、6ページの「誰が取得企業か？」のセクションにおいて詳細に説明しています。

会計上の取得企業が法律上の取得企業ではない場合には、逆取得の会計処理の原則を適用しなければなりません。IFRS第3号には、逆取得の会計処理の指針が示されています（IFRS第3号B19項からB27項）。法律上の取得企業が新しい（ないしは「ペーパー（shell）」）企業又は休眠会社に近い状態の企業で、他の結合企業が会計上の取得企業である場合、逆取得の会計処理の影響は簿価引継ぎ法のものとよく類似しています。



詳細な分析

共通支配下の結合とは何か？

企業結合は、次の事項に該当する場合には「共通支配下の結合」です：

- 結合企業が最終的に結合の前後で同じ当事者によって支配されている、及び
- 共通支配が一時的なものではない(4ページを参照のこと)。

共通支配下の結合例

- 親会社と同じである子会社間の結合
- 同じグループ内の企業からの事業の取得
- 新しい親会社をグループのトップに据えることを含む一部の取引。既存株主に株式を発行する「ペーパー」カンパニーを通じて、新しい親会社が追加される場合がある。コメント提出者によっては、これを一切、企業結合とはみなさない人もいる。というのも、報告企業又はその資産及び負債に実質的な変更が生じないからである。こうした見解によると、パーチェス法は、実質的に、購入が生じていないため不適切となる。

IFRS第3号の付録Bでは、共通支配下の企業結合に関する適用指針が示されています。B1項からB4項では以下のとおり述べられています：

- B1 本基準は、共通支配下の企業又は事業の企業結合には適用されない。共通支配下の企業又は事業に関わる企業結合とは、すべての結合企業又は結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的なものではない企業結合をいう。
- B2 契約上の取決めの結果、活動からの便益を得るために、財務及び経営方針を左右する集合的な力を個人の集団が有する場合、その個人の集団は企業を支配しているとみなされる。したがって、個人の同じ集団が、契約上の取決めの結果、活動からの便益を得るために、結合企業のそれぞれの財務及び経営方針を左右する最終的な集合的な力を有しており、その最終的な集合的な力が一時的なものではない場合には、企業結合は本基準の適用範囲外となる。
- B3 企業は、個人又は契約上の取決めによって一緒に行動する個人の集団により支配されることがあり、当該個人又は個人の集団が、IFRSの財務報告の要求事項の対象とはならない場合がある。したがって、企業結合が共通支配下の企業に関わるものとみなされるためには、結合企業が同じ連結財務諸表の一部として含まれている必要はない。
- B4 企業結合前後における各結合企業の非支配持分の範囲は、その結合が共通支配下にある企業に関わるものかどうかの判断には関係がない。同様に、結合企業のうち1社が連結財務諸表から除外されている子会社であるという事実も、結合が共通支配下にある企業に関わるものかどうかの判断には関連性がない。

共通支配は一時的なものであるか？

IFRS第3号では、共通支配が「一時的なもの」でない場合のみ、共通支配下の企業結合をその範囲から除外しています。「一時的なもの」は、IFRSで定義されていませんが、一般的には、「簡素な」又は「短期間の」という意味です。

短期間の共通支配のフェーズを含む取引を仕組むだけで、取得の会計処理を回避することができないよう、IFRSには「一時的なもの」の評価が含まれています。例えば、結合前後の短い期間に、2つの結合企業の双方が同じ特別目的ビークルによって支配されているような取引が仕組まれる場合があります。こうした取引は、共通支配が一時的なものであるため、IFRS第3号の範囲に含まれることとなります。しかし、結合が株式公開又は結合企業の売却を考慮して実行されているという理由だけでは、共通支配を一時的なものとはみなすべきではありません。

共通支配が一時的なものであるかどうかの評価には、判断が求められる場合があります。

取得法と簿価引継ぎ法との比較

会計処理のトピック	簿価引継ぎ法	取得法
資産及び負債	- 従前の帳簿価額で記録し、公正価値修正は行わない。 - 統一した会計方針を実現するために修正を行う。	すべての識別可能な資産及び負債を取得日公正価値で認識する(限定的な例外が適用される)。
無形資産及び偶発負債	該当するIFRS(特に、IAS第38号「無形資産」)に従って被取得企業によって認識された範囲でのみ認識する。	分離可能であるもの及び／又は契約上又は法律上の権利から生じるもので、かつ公正価値を信頼性をもって測定できる場合には認識する。
のれん	- 新しいのれんは記録しない。 - 取得企業の投資原価と被取得企業の持分との差額は、連結上、資本の中で別個の剰余金として表示する。	のれん又は割安購入益は、移転された対価と、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債(該当がある場合には、非支配持分の価値)の取得日における正味の金額との差額として認識、測定する。
非支配持分	関連する資産及び負債の帳簿価額に対する比例的な取り分として測定する。	公正価値又は被取得企業の識別可能純資産に対する非支配持分の比例的な取り分のいずれかで測定する。
企業結合の取得原価	償却し、直ちに純損益に計上する。	償却し、直ちに純損益に計上する。
純損益	結合がいつ発生したかに関係なく、1年間の結合企業の業績を含める(以下で述べるバリエーションの影響を受ける)。	結合企業の業績を企業結合日から含める。
比較情報	結合が、表示する最も古い比較対象期間の期首現在で生じたかのように、金額を修正再表示する(5ページで述べたバリエーションの影響を受ける)。	比較情報の修正再表示は行わない。



簿価引継ぎ法のバリエーション

基本的なアプローチは、4ページの表に示しています。簿価引継ぎ法についてはIFRSのどの箇所でも説明されていませんが、こうした基本的なアプローチのバリエーションは実務においてみられます。これらのバリエーションのいくつかは次の事項を行うためのものです:

- 最も古い比較対象期間の期首と結合企業が初めて共通支配下となった日のいずれか遅い方にのみ比較対象期間を修正再表示する
- 被取得企業の業績を結合日からのみ連結する、及び
- 被取得企業の個別財務諸表ではなく、支配当事者の連結財務諸表上の被取得企業の資産及び負債の帳簿価額（該当がある場合）を使用する（私どもの設例では「支配当事者の観点」と呼んでいる）。

IFRS第3号における取得法

IFRS第3号では、企業結合における取得企業の会計処理及び報告の要求事項（「取得法」と呼ばれる）を定めています。取得法を適用する際の主要なステップは以下のとおり要約されます:



誰が取得企業か？

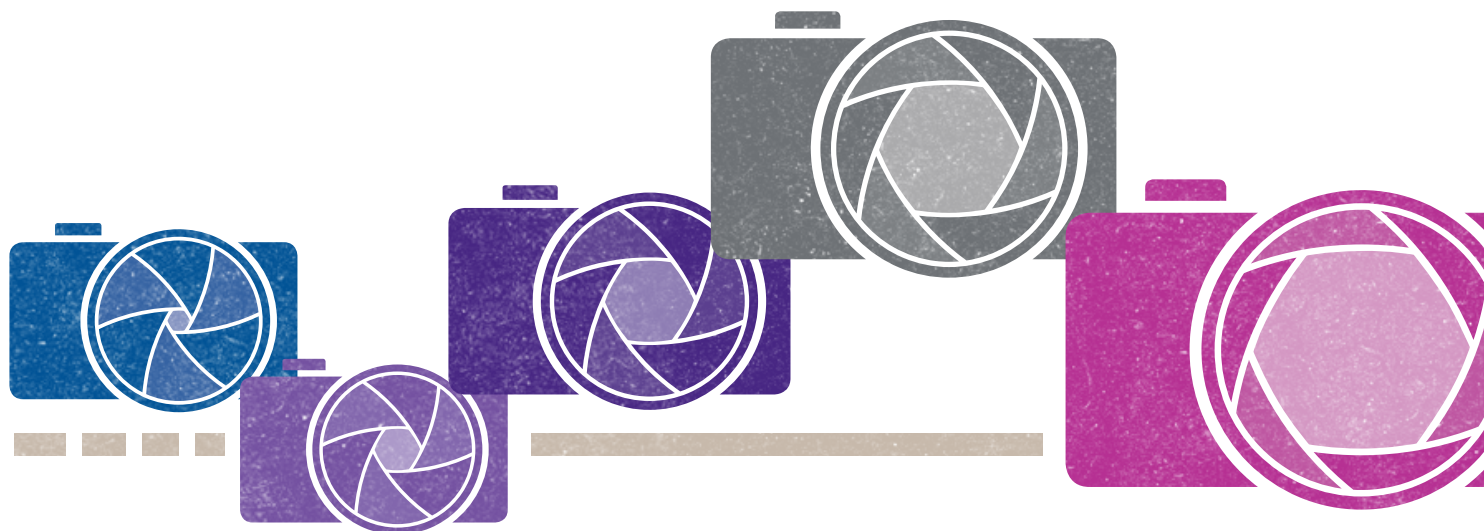
いかなる企業結合でも、会計処理目的上の取得企業（「会計上の取得企業」）を識別することが重要です。これには、実質的に他の企業の支配を獲得した結合企業の識別が含まれます。結合グループの連結財務諸表は、会計上の取得企業の財務諸表が継続しているものとして作成されます。公正価値の使用は、会計上の被取得企業の資産及び負債に対して行います。

IFRS第3号では、結合企業のうちいずれが支配を獲得するかを決定するにあたり、IFRS第10号の指針を参照します。この企業が会計上の取得企業となります。IFRS第10号の指針を適用した後も、結合企業のうちいずれが取得企業であるかが依然として明確でない場合には、IFRS第3号では、本トピックに関するいくつかの追加的な適用指針を示しています。

また、IFRS第3号では、企業結合を実行するために設立された新しい企業は、必ずしも取得企業とはならないとも述べています。新しい企業が資本性金融商品のみを発行して取得を実行する場合には、当該企業が取得企業となることはありません。新しい企業が現金その他の資産を移転するか、又は負債を引き受ける場合には、当該企業は取得企業となる場合もそうでない場合もあります。

同じ第三者が結合企業の双方の最終的な支配を有しているため、会計上の取得企業の識別は、共通支配下の状況では特に困難となり得ます。結合企業の相対的な規模は特に重要な要因となる可能性があります。

IFRS第3号についての私どもの詳細な手引き「Navigating the accounting for business combinations」では、本領域に関する追加的なガイダンスを示しています。



設例

以下の設例は、簿価引継ぎ法の適用を例示している。

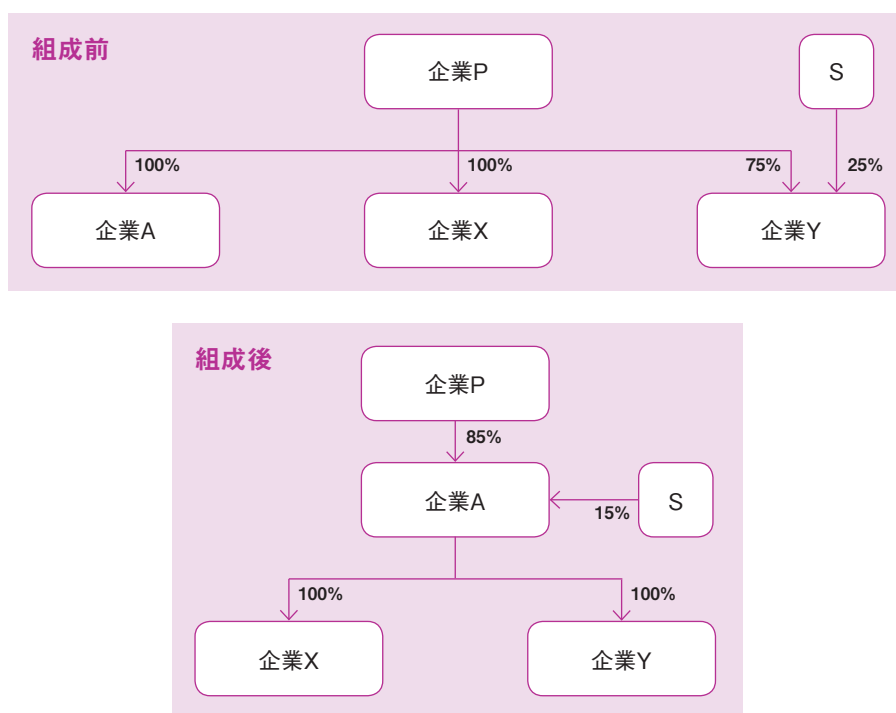
企業Pは、3つの子会社（企業X、Y及びA）を有している。企業Pは何年か前に、企業XをCU18,000で完全を取得した。その当時、企業Xの利益剰余金はCU5,000だった。企業Pは、Xの識別可能純資産をCU15,000の公正価値で記録し、CU3,000ののれんを認識した。のれんは、引き続きCU3,000で繰り越す。

企業Pは、やはり何年か前に、他の投資家である株主Sとともに企業Yを設立した。企業Pの企業Yに対する投資の取得原価はCU15,000（Yの株式資本の75%に当たる）だった。

20X0年1月1日に、企業PはCU10,000の株式を発行して企業Aを設立した。

20X1年12月31日に、企業Aは企業P及び株主Sが保有するXとYの株式を取得した。企業Aが企業Pと株主Sのそれぞれに支払った対価は、額面金額CU1に相当する自己株式7,000株及び3,000株であった。企業Xと企業Yの事業年度末は12月31日である。

組成「前」と「後」は以下の通りである：



20X1年12月31日終了年度に係る企業A、X及びYの損益計算書は以下のとおりである：

	企業A CU	企業X CU	企業Y CU
収益	2,000	40,000	50,000
利益（損失）	(4,000)	20,000	20,000

20X1年12月31日現在の企業A、X及びYの財政状態計算書は以下のとおりである:

	企業A (株式発行前) CU	企業A (株式発行後*) CU	企業X CU	企業Y CU
子会社に対する投資	—	223,000	—	—
その他の資産	5,000	5,000	100,000	120,000
純資産	5,000	228,000	100,000	120,000
資本(資本剰余金を含む)	10,000	233,000	10,000	20,000
利益剰余金(累積損失)	(5,000)	(5,000)	90,000	100,000
	5,000	228,000	100,000	120,000

*企業Aが対価として発行した新たな株式10,000株は、企業X及び企業Yを取得するためのみなし原価(CU223,000)と同額で記録する。企業Xを取得するためのみなし原価は、20X1年12月31日現在の企業Xの純資産の従前の帳簿価額(CU100,000)に、企業Pによる企業Xの取得時に生じる残存するのれん(CU3,000)を加算したCU103,000である(説明については下記の分析を参照のこと)。企業Yを取得するためのみなし原価は、20X1年12月31日現在の企業Yの純資産の既存の帳簿価額であるCU120,000となる。

20X0年12月31日終了年度に係る企業A、X及びYの損益計算書は以下のとおりである:

	企業A CU	企業X CU	企業Y CU
収益	1,000	38,000	45,000
利益(損失)	(2,000)	15,000	12,000

20X0年12月31日現在の企業A、X及びYの財政状態計算書は以下のとおりである:

	企業A CU	企業X CU	企業Y CU
純資産	9,000	80,000	100,000
資本(資本剰余金を含む)	10,000	10,000	20,000
利益剰余金(累積損失)	(1,000)	70,000	80,000
	9,000	80,000	100,000

分析

企業A、X及びYは、企業結合の前後に企業Pの共通支配下にあるため、本企業結合はIFRS第3号の範囲外である。共通支配企業結合に関する企業Aの会計方針により、簿価引継ぎ法が適用される。この方法を適用するにあたって、企業Aは「支配当事者の観点」についても採用している。したがって、企業XとYの資産及び負債は、企業Pの連結財務諸表の帳簿価額を使用して、企業Aの財務諸表において連結される。この場合、企業Pの連結財務諸表上の、企業Pによる企業Xの当初の取得時に残存するのれん及び企業Yに対する非支配持分を認識する必要がある。追加的なのれんの認識はしない。

注:企業Aが支配当事者の観点を採用しない場合には、企業Aは、企業Pによる企業Xの当初の取得時に残存するのれんについては認識しない。

20X1年12月31日終了年度に係る企業Aの連結損益計算書は以下のとおりである:

	企業A CU	企業X CU	企業Y CU	修正 CU	連結 CU
収益	2,000	40,000	50,000	—	92,000
利益(損失)	(4,000)	20,000	20,000	—	36,000
従前のNCIに帰属する				5,000(Y1)	(5,000)
Aの持分保有者に帰属する				—	31,000

修正

(Y1) 結合前の企業Yに対する非支配持分(NCI)に帰属する利益を反映するよう修正。

20X1年12月31日現在の企業Aの連結財政状態計算書は以下のとおりである:

	企業A CU	企業X CU	企業Y CU	修正 CU	連結 CU
のれん	—	—	—	3,000(X1)	3,000
X及びYに対する投資	223,000	—	—	(103,000)(X3) (120,000)(Y5)	—
その他の資産	5,000	100,000	120,000	—	225,000
純資産	228,000	100,000	120,000		228,000
資本(資本剰余金を含む)	233,000	10,000	20,000	(10,000)(X3) (20,000)(Y5)	233,000
その他の剰余金	—	—	—	(85,000)(X3) (75,000)(Y5)	(160,000)
利益剰余金(累積損失)	(5,000)	90,000	100,000	(5,000)(X2) (25,000)(Y4)	155,000
	228,000	100,000	120,000		228,000

修正

企業Xに関して:

- (X1) 結合直前に、企業Pの連結財務諸表上の、企業Pによる企業Xの当初の取得時に生じたのれんを記録するよう修正(CU3,000)。
- (X2) 企業Pによる企業Xの当初の取得前の企業Xの利益剰余金を消去するよう修正(CU5,000)。
- (X3) 企業Aの関連する投資原価に対する企業Xの資本を消去するよう修正。CU85,000の修正は、企業Aの連結財務諸表における別個の剰余金に対して行う。

Y社に関して:

- (Y4) 結合前の企業Yの非支配持分に帰属する利益を反映するよう修正。
- (Y5) 企業Aの関連する投資原価に対する企業Yの資本を消去するよう修正。CU75,000の修正は、企業Aの連結財務諸表における別個の剰余金に対して行う。

20X0年12月31日終了年度に係る企業Aの連結損益計算書は以下のとおりである:

	企業A CU	企業X CU	企業Y CU	修正 CU	連結 CU
収益	1,000	38,000	45,000	—	84,000
利益(損失)	(2,000)	15,000	12,000	—	25,000
従前のNCIに帰属する				3,000(Y1)	(3,000)
Aの持分保有者に帰属する				—	22,000

修正

(Y1) 企業Yの非支配持分に帰属する利益を反映するよう修正。

20X0年12月31日現在の企業Aの連結財政状態計算書は以下のとおりである:

	企業A CU	企業X CU	企業Y CU	修正 CU	連結 CU
のれん	—	—	—	3,000(X1)	3,000
X及びYに対する投資	—	—	—	193,000(1) (103,000)(X3) (90,000)(Y4)	—
その他の資産	9,000	80,000	100,000		189,000
純資産	9,000	80,000	100,000		192,000
資本(資本剰余金を含む)	10,000	10,000	20,000	193,000(1) (10,000)(X3) (20,000)(Y4)	203,000
その他の剰余金	—	—	—	(85,000)(X3) (75,000)(Y4)	(160,000)
非支配持分	—	—	—	25,000(Y4)	25,000
利益剰余金(累積損失)	(1,000)	70,000	80,000	(5,000)(X2) (20,000)(Y4)	124,000
	9,000	80,000	100,000		192,000

注:企業が過去の報告日に結合していたかのように、比較数値を修正再表示する。連結資本は、企業結合の目的で発行された株式について調整後の企業Aの資本を表している。



修正

1. 企業結合の目的で発行された株式がすでに発行済みであったかのように修正する(CU193,000のうち、CU103,000は企業Xに関するもので、CU90,000は企業Yに関するものである)。プーリング型の手法における連結財務諸表の目的は、結合企業が常に結合していたかのように、その業績及び財政状態を示すことにある。このため、企業結合の目的で発行された7,000株は、すでに発行済みであったかのように表示する。

企業Xに関して:

- (X1) 企業Pによる企業Xの当初の取得時に生じた残存するのれんを記録するよう修正(結合直前に企業Pの連結財務諸表上の金額のとおり(CU3,000))。
- (X2) 企業Pによる企業Xの当初の取得前に稼得した企業Xの利益剰余金を消去するよう修正(CU5,000)。
- (X3) 企業Aへの関連する投資原価に対して企業Xの資本を消去するよう修正。CU85,000の修正は、企業Aの連結財務諸表における別個の剰余金に対して行う。

企業Yに関して:

- (Y4) 企業Aへの投資原価に対して企業Yの資本を消去するよう修正。企業結合前に、企業Pは企業Yに対する資本持分を75%保有していた。したがって、CU25,000の非支配持分が、20X0年12月31日現在で認識されている。CU75,000の修正は、別個の剰余金に対して行う(資本の中で)。

今後の動向

本刊行物を執筆中、IASBは、共通支配下の企業結合に関するリサーチ・プロジェクトを行っています。IASBは、具体的な要求事項がないことにより、実務の不統一が生

じたことを認識しており、2016年にディスカッション・ペーパーを公表する予定です。

重要なディスクレーマー:

本刊行物は情報源となるように作成されました。これはガイドとしてのみ意図されており、特定の状況におけるこの内容の適用は、固有の事情により異なります。表現においてはあらゆる注意が払われていますが、この文書を利用してIFRSへの準拠を評価する方は、十分な研修を受講し経験を積んでいなければなりません。専門家の助言を考慮して取り入れることなしに、本刊行物に含まれる内容に基づいて行動してはなりません。本刊行物に含まれている可能性がある全ての誤謬(発生した原因が不注意によるものかそれ以外かを問わない)又は本刊行物を利用、又は何らかの依拠をした結果として個人が被った損害について、グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド及びその構成員、すべてのメンバー・ファーム並びにそのパートナーとスタッフは、一切の責任を負いません。





www.grantthornton.global

© Grant Thornton Taiyo LLC

“グラントソントン”は、保証、税務及びアドバイザリーサービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド(GTIL)とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。